

平成二十二年三月二日受領
答弁第一五四号

内閣衆質一七四第一五四号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫
内閣の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

前回答弁書（平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号）一については、国家公安委員会委員長が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、国家公安委員会委員長がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

二について

前回答弁書（平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号）六については、総務大臣が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、総務大臣がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

三について

平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることを念頭に置き、様々な報道がなされている

ことを踏まえたものである。

四について

前回答弁書（平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号）八については、内閣官房長官が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、内閣官房長官がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

五について

前回答弁書（平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号）九について述べた「関係者」は、被疑者や参考人を一般的に指すものである。